

平成 23 年 10 月 31 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 23-01-3 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 23 年 7 月 26 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

大阪市長等（市民局、情報公開室並びに各局、室及び区の長）は、次のような措置をとった。

- 1 市民局長は、次のとおり、本件事案に関する再発防止措置を策定し、平成 23 年 9 月末までに実施した。
 - (1) 本件事案の内容及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の内容について、市民局の全職員に対し速やかに周知徹底する。
 - (2) 公益通報案件に係る情報の適切な取扱いについて理解を深めるため、全職員を対象に、事例型・参加型の研修を実施する。
 - (3) コンプライアンス推進のための取組について全職員に対して周知徹底を図る。
- 2 情報公開室長は、平成 23 年 8 月 11 日に、全所属のコンプライアンス担当課長が出席する大阪市内部統制連絡会議幹事会議を開催し、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第 17 条の解釈及び公益通報に係る情報の取扱い（通報案件に関して情報公開請求された場合の対応を含む。）について、全所属に対し再度周知徹底した。
- 3 各局、室及び区の長は、所属する全職員（病状等に配慮して説明及び周知を行わなかった職員を除く。）に対して、本件事案を踏まえた公益通報制度（特に条例第 17 条の解釈等）に関する説明及び周知を行った。

（参考）勧告の内容

- (1) 市民局長は、本件事案に関する再発防止措置を策定し、実施すること。
- (2) 情報公開室長は、条例所管部署として、条例第 17 条の解釈及び公益通報に係る情報の取扱い（通報案件に関して情報公開請求された場合の対応を含む。）について、全所属に対する周知を再度徹底すること。
- (3) 各局・室・区の長は、所属する全職員に対して、本件事案を踏まえた公益通報制度（特に条例第 17 条の解釈等）に関する説明及び周知を行うこと。